



総合計画と まちづくり総合計画審議会について

平成31年3月26日

周南市

政策推進部 企画課

1. 総合計画とは



目的（総合計画策定条例第1条）

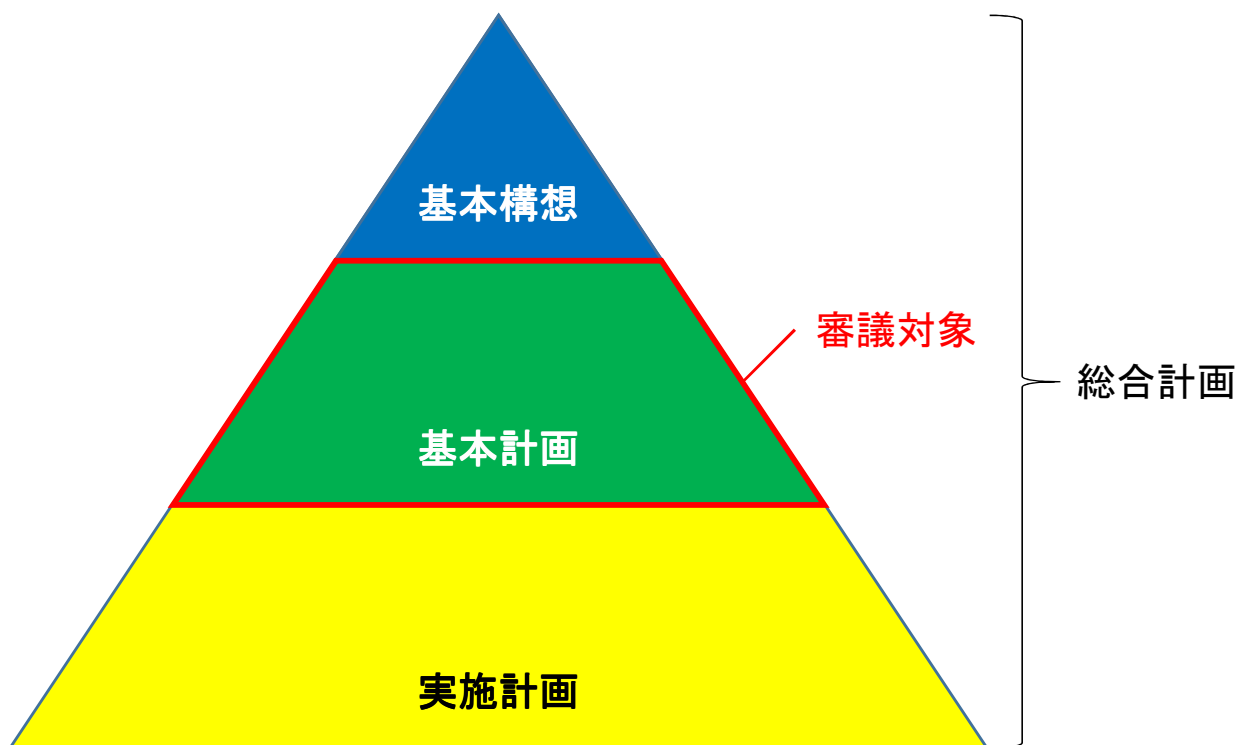
総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進すること

定義（第2条）

基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本市のまちづくりの指針であって、本市におけるまちづくりの最上位計画

市民と行政が目指す将来のまちの姿、行政運営の基本などを表したものの

2. 総合計画の構成と期間



- 基本構想（将来像・目標）**
 本市及び市民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すもの
- 基本計画（施策）**
 基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性を示すもの
- 実施計画（事務事業）**
 基本計画に従って、施策を実現するための事業及び財政計画を示すもの

年度	2015	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
基本構想	10年間											
基本計画	前期5年間					後期5年間						
実施計画	基本3年間		毎年度見直し		基本3年間		毎年度見直し		基本3年間		毎年度見直し	



3. 第2次周南市まちづくり総合計画

「しゅうなん共創共生プラン」

【基本構想】

○計画期間：平成27（2015）～2024年度（10年間）

○将来推計人口：約13万5千人（2024年度）

○将来の都市像

人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南

○まちづくりの方向

1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり
2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり
3. 安心して健康に暮らせるまちづくり
4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり
6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり

4. まちづくり総合計画審議会



周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条の規定に基づき設置する、執行機関の附属機関

所管事項

- ・ 周南市まちづくり総合計画に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること

委員構成

- ・ 公共的団体の代表
- ・ 産業経済団体の代表
- ・ 公募による市民
- ・ 学識経験を有する者
- ・ その他市長が必要と認める者

任期

- ・ 諮問された事項に係る答申の終了まで

